

リスク管理



企業組織にとって望ましくない、いわゆる「問題社員」が存在し、待遇困難者として周囲を悩ませることがある。ここでいう「問題社員」とは直ちには懲戒処分の発動には至らない程度・内容の問題行為を繰り返し行なう職場・組織に悪影響を与える社員をいう。

例えば出勤が不安定で遅刻や当日欠勤を繰り返し行う社員、職場内で所定の位置に在席せず無断離席が多く、その間に不審な行動を行う社員、上司からの業務指示に対しこれに反して些細なことにも反発する。

この一つの事柄ばかりの社員からば、なぜこのような勤務状態に会社側が対処できないといった状態になつていい状態になつていい。

遅行や能力発揮がなされない状態になつている。員として期待される業務遂行や能力発揮がなされない状態になつている。同様の違反行為を繰り返すときは懲戒処分を行うことができる。

1回の違反行為としては軽微なものと考えられる場合でも、繰り返し行われ、懲戒処分を受けた場合でも、違反がある場合はより重い懲戒処分が可能となる。

最終的には解雇処分を受けることになる。企業として断固として対応が求められることになる。

問題社員への対応(上)

し、従わない社員などである。

このようないきの対応も就業規則に基づいて行なうことが必要である。対応に活用できる条項には、服務規律を定めた箇項、普通解雇条項及び懲戒処分を定めた箇項がある。

このように問題社員へは懲戒処分に至らないようにも思われるが、繰り返し行われることによって明らかに周囲からは異常であると認められ、社員として期待される業務遂行や能力発揮がなされない状態になつている。

このようないきの対応を行つた場合、問題社員の不適切な行動を記録して事実確認を行つ

企業の雇用リスクマネジメント

16

解雇事由の積み重ねを

弁護士 第一葉葵法律事務所
木下 潮音